政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中㉟を㊱とし、㉞の次に次のように加える。

㉟　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十七号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条に次の一号を加える。

九　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

附　則

この政令は、令和五年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十八号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十七条中「五十八」を「五十九」に改める。

附　則

この政令は、令和五年七月十日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十九号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二号中「国土利用計画法」の下に「（昭和四十九年法律第九十二号）」を、「による」の下に「土地利用基本計画」を加え、同条第四号中「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第九条第四号中「第百十三条第一号」を「第百十三条第六号」に改める。

第十七条第二号中「であって次に掲げる事項」を「のうち交通施設の整備」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「であって次に掲げる事項に係るもの」を「のうち地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。第七十三条において同じ。）の活用の推進に係るものに関する」に改め、同号イ及びロ並びに同条第四号を削り、同条第五号中「第六十四条第五号」を「第六十四条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号を同条第五号とする。

第六十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十一条第四号中「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七十四条第二号中「による」の下に「土地利用基本計画」を加える。

第百五条中「一人」を「二人」に改める。